平成29年第28回嬉野市農業委員会総会議事録

平成29年10月2日

嬉野市農業委員会

平成29年 第28回嬉野市農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果	
報告第1号		農地等形状変更届出について			
	1	岩屋川内陣野 外4筆 畑の基盤整備	H29.10.02	了	承
	2	久間八幡籠 畑の基盤整備	H29.10.02	了	承
	3	馬場下中蔵 畑の嵩上げ	H29.10.02	了	承
	4	馬場下中蔵 畑の嵩上げ	H29.10.02	了	承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について			
	1	下野三本松 外10筆 使用貸借権	H29.10.02	承	認
	2	久間藤原 外1筆 使用貸借権	H29.10.02	承	認
	3	五町田高城 使用貸借権	H29.10.02	承	認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について			
		利用権設定			
	塩1~8	谷所三本松 外14筆 使用賃借権・賃借権	H29.10.02	承	認
	嬉1~2	下宿五本松 外2筆 賃借権	H29.10.02	承	認
		所有権移転			
	1	岩屋川内陣野 あっせん	H29.10.02	承	認
議案第3号		農地法第3条申請の許可について			
	1	岩屋川内陣野 外1筆 売買	H29.10.02	許	可
議案第4号		農地法第4条申請の承認について			
	1	下宿鴻ノ巣 植林	H29.10.02	承	認
	2	五町田高城 資材置場	H29.10.02	承	認
議案第5号		農地法第5条申請の承認について			
	1	岩屋川内字坪 外3筆 太陽光発電設備設置	H29.10.02	承	認
	2	岩屋川内野原 外2筆 太陽光発電設備設置	H29.10.02	承	認
	3	岩屋川内野原 太陽光発電設備設置	H29.10.02	承	認
	4	吉田祇園 外1筆 コンビニエンスストア用地	H29.10.02	承	認
	5	五町田高城 外3筆 スポーツクラブ	H29.10.02	承	認
	6	下野三坂 住宅敷地	H29.10.02	承	認
	7	下宿第七区画整理 外1筆 宅地分譲	H29.10.02	承	認

8	下宿第八区画整理 宅地分譲	H29.10.02	承 認
9	下宿第八区画整理 一般住宅	H29.10.02	承 認
1 0	下宿第八区画整理 建売住宅の建築	H29.10.02	承 認
1 1	下野小池田 外1筆 太陽光発電設備設置	H29.10.02	承 認

平成29年 第28回嬉野市農業委員会総会議事録

1 招集年月日 平成29年10月2日

2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室

3 開 会 日 時 開会 平成29年10月2日 午後1時30分 議長 西田 昭義 及 び 宣 告 閉会 平成29年10月2日 午後3時45分 議長 西田 昭義

4 会議の公開の 非公開

可 否 ・ 理 由 非公開理由: 嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条 第1項の規定による

力してのがたによる

5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員25名 欠席委員0名

(農業委員)

席次	氏 名	出欠	備	考	席次	氏	名	出欠	備	考
会長	西田昭義	出	議	長	1 3	田島昭英		出		
1	松元正行	出			1 4	大島	片栄吉	出		
2	水川靖廣	田			1 5	宮口	﨑勇	出		
3	川原安幸	出	憲章	朗読	1 6	植松和幸		出		
4	稲富 茂	出			1 7	一ノ瀬宏則		丑		
5	白川久美子	出			1 8	馬場。	みどり	丑		
6	富永敏文	田	班	長	1 9	池田	藤巳	出		
7	小森隆昭	出	議事錄	录署名	2 0	井手	=寛紀	出		
8	渕野厚由	出	議事錄	录署名	2 1	前田	安一	丑		
9	川内利光	田			2 2	山州	帝 正	出		
1 0	松尾 直	田			2 3	山口岩	智佐代	出		
1 1	江口幸一郎	出			2 4	武庫	泰 正	出		
1 2	池田博幸	出								

(職員等)

農業委員会事務局長	白石 伸之	農地利用集積推進委員	秋月 治馬
農業員会事務局主事	永田 良子	農林課副課長	小原 和子

6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 報告第1号 農地等形状変更届出について
 - 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
 - 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について
 - 議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について
 - 議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について

7 会議の概要

局 長 皆さん、こんにちは。定刻になりました。

本日は、委員全員出席であります。西田会長の御挨拶の後、嬉野市農業委員 会総会会議規則第9条の規定により、議長の開会宣告をお願いいたします。

会 長 (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号3番川原安幸委員にお願いします。 全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和

議長ありがとうございました。御着席ください。

それでは、ただ今から、平成29年第28回嬉野市農業委員会総会を開会いたします。本日、議題としますのは報告1件、議案は5件で、審議事項は32件です。

本日の議事録署名委員につきましては、議席番号7番小森隆昭委員と8番 渕野厚由委員を指名します。よろしくお願いします。

議 長 それでは、(議案書1ページ)報告第1号 農地等形状変更届出について です。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。

届出人は 上岩屋の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 陣野 ○○○番○ 他4筆

地目は畑 面積は14,362 m²です。

理由は、茶畑の改植のため、畑の基盤整備を行いたいということです。

図面は3ページと4ページ、写真は()番を御覧ください。以上です。

議 長 この件について、池田藤巳委員、地区担当委員としての補足説明、意見はあ

りませんか。

担当委員 別にございません。

議 長 続いて、9月29日に3班で実施した事前審査の結果について、

班長の 富永 敏文委員、報告をお願いします。

班 長 茶畑の基盤整備でございます。現地は荒れていて1町4反あり、1枚整地

し、本人も意欲的で有り問題ないと思います。

議長それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長 無いようですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願 いします。

[全員举手]

議 長 はい、農地等形状変更届出整理番号1番については、全員了承です。

議 長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。

届出人は 中通の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 八幡 籠 〇〇〇番〇

地目は畑 面積は723㎡です。

理由は、狭小の畑が何枚もあり、機械利用が難しいため、畑の基盤整備を行いたいということです。

図面は5ページと6ページ、写真は(2)番を御覧ください。以上です。

議長 この件について、水川委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員 別にありません。

議長 富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 ここは、狭い畑4枚を、2枚にし、利用しやすいようにしたいとのことです。 申請者は、若い農業者で意欲的に考えておられます。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 無いようですね。この案件について、了承する委員は、挙手をお願いします。 [全員挙手]

議 長 はい、農地等形状変更届出整理番号2番については、全員了承です。

議 長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番です。

届出人は 鍋野の ○○○○ 様です。

所在地は、大字馬場下 中蔵 〇〇〇番〇

地目は畑 面積は(144m²のうち)42.5 m² 所在地の一部です。

理由は、湧水が多く、畑としての利用ができないため、また猪等の害獣被害 防止のために、畑の嵩上げをしたいということです。

図面は7ページと8ページ、写真は(3)番を御覧ください。以上です。

議長 この件について、前田委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員 湧き水が多く、イノシシが寝床としている場所です。問題ないと思います。 議 長 富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 道路の高さまで1.5~2.0 m嵩上げし、畑として利用したいとのことです。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 無いようですね。この案件について、了承する委員は、挙手をお願いします。 「全員挙手」

議 長 はい、農地等形状変更届出整理番号3番については、全員了承です。

議長続いて、(議案書2ページ)整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2ページ、整理番号4番です。

届出人は 鍋野の ○○○○ 様です。

所在地は、大字馬場下 中藏 ○○○番○

地目は畑 面積は440㎡です。

理由は、湧水が多く、畑としての利用ができないため、また猪等の害獣被害 防止のために、畑の嵩上げをしたいということです。

図面は9ページと10ページ、写真は(4)番を御覧ください。以上です。 この件について、前田委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員 先程の3番と同じ条件です。

議

長

議 長 富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 先程の農地より1段下がった農地で有り、高さが4mほどとなります。本 人が農地として活用したいとのことです。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長 無いようですね。この案件について、了承する委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手]

議 長 はい、農地等形状変更届出整理番号4番については、全員了承です。

議長 それでは次に、(議案書11ページ) 議案第1号 農地利用集積計画の解約 についてを議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページ、整理番号1番です。

貸付人は 井手川内の 〇〇〇〇 様、

借受人は 千葉県船橋市の

株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 三本杉 ○○○番○ 他10筆

地目は11筆とも畑 面積は合計で7,097㎡、

利用権区分は使用貸借権で、目的は茶です。

期間は平成28年12月10日から平成31年12月9日までです。

理由は、茶の実生産に合わなかったためということです。合意解約した旨の 通知を受けています。以上です。

議長それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

長 無いようですので、採決に入ります。議案第1号 農用地利用集積計画の解 約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない 委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

議 長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。

議

議

貸付人は 佐賀市の ○○○○ 様、

借受人は 中通の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 藤原 ○○○番 他1筆

地目は田 面積は合計で1,781㎡、

利用権区分は使用貸借権で、目的は大豆です。

期間は平成27年3月10日から平成37年3月9日までです。

解約理由は、借受人の体調不良のためということです。合意解約した旨の 通知を受けております。以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり

承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

長 議

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約に ついて、整理番号2番については、原案どおり承認することに決定しました。

議 長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

貸付人は 熊本市の 0000 様、

借受人は 五町田第4の ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 高城 〇〇〇番〇 地目は田 面積は758 m²、

利用権区分は使用貸借権で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成24年4月10日から平成34年4月9日までです。

解約理由は、貸付人からの要望によるものということです。合意解約した 旨の通知を受けております。以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案どおり 承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約に ついて、整理番号3番については、原案どおり承認することに決定しました。

議 長

それでは、(議案書 別添の表) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第1 8条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題とします。 先ず、別添の表 (1枚目)、利用権設定塩田町の分

皆さんに、お諮りします。整理番号1番から8番までを一括審議としたい と思います。御異議ありませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長

異議なしと認めます。利用権設定塩田町の分整理番号1番から8番までに ついて、農林課の説明を求めます。

農林課

別添の表、1枚目を御覧ください。

塩田町の分整理番号1番です。

貸し手人は 山口の 〇〇〇〇 様、

借り手人は 同じく山口の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字谷所 三本谷 ○○○番 面積は635㎡、

利用権は使用貸借権、期間は5年間で、再設定です。

整理番号2番です。

貸し手人は 鹿島市の ○○○○ 様、

借り手人は 南下久間の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字久間 大道 〇〇〇番 他1筆 面積は合計 1,1 1 6 ㎡、利用権は使用貸借権、期間は 3 年間で、再設定です。

整理番号3番です。

貸し手人は 堤ノ上の ○○○ 様、 借り手人は 同じく堤ノ上の ○○○ 様です。 所在地は、大字久間 藤原 ○○○番○ 他1筆 面積は合計で 244㎡、利用権は使用貸借権、期間は5年間で、再設定です。

整理番号4番です。

貸し手人は 角ノ谷の ○○○○ 様、借り手人は 同じく角ノ谷の ○○○○ 様です。所在地は、大字大草野 瀬口 ○○○番○ 他1筆面積は合計1,363㎡、利用権は賃借権で、反当り米22kg、全体で30kg期間は5年間で、再設定です。

整理番号5番です。

貸し手人は 佐賀市の ○○○○ 様、 借り手人は 北下久間の ○○○○ 様です。 所在地は、大字久間 大道 ○○○番○ 面積は761㎡、 利用権は使用貸借権、期間は5年間で、再設定です。

整理番号6番です。

貸し手人は 佐賀市の ○○○○ 様、 借り手人は 南下の ○○○○ 様です。 所在地は、大字大草野 辻 ○○○番○ 他4筆 面積は合計2,938㎡、 利用権は賃借権で、反当り米・麦・大豆25.6kg、全体で75kg 期間は5年間で、再設定です。

整理番号7番です。

貸し手人は 福岡市の ○○○○ 様、借り手人は 整理番号6番と同じ 南下の ○○○○ 様です。 所在地は、大字大草野 宿 ○○○番○ 面積は632㎡、 利用権は賃借権で、反当り米・麦・大豆23.8kg、全体で15kg 期間は5年間で、再設定です。

整理番号8番です。

貸し手人は 五代の 田中 宏 様、

借り手人は 長谷の 廣瀬 勝 様です。

所在地は、大字大草野 四反田 ○○○番 面積は1,182㎡、

利用権は賃借権で、反当り米50.8kg、全体で60kg

期間は5年間で、再設定です。

以上8件の計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項 に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長 それでは、利用権設定塩田町の分整理番号1番から8番までについて、質疑 を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員利用権設定を受ける者との耕作面積がありますが、今後の小作地の面積は 入っていないということですよね。さらに加あってくるということですよね。

農林課そうです。

議 長 他にありませんか。

委員[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。利用権設定塩田町の分整理番号1番から8番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手〕

議長異議なしと認めます。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画の決定について 利用権設定塩田町の分 整理番号1番 から8番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

議 長 続いて、(別添の表2枚目) 利用権設定嬉野町の分

整理番号1番について、農林課の説明を求めます。

農 林 課 別添の表2枚目を御覧ください。嬉野町の分整理番号1番です。

貸し手人は 下吉田の 〇〇〇〇 様、 借り手人は 下宿の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字下宿 五本松 ○○○番○ 他1筆

面積は合計で1,353㎡、

利用権は賃借権で、賃借料反当り9,000円、全体で12,177円期間は3年間で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしております。以上です。

議 長 それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号1番について、質疑を行ないます。

何か、質問、意見はありませんか。

委 員 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号1番について、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手〕

議長異議なしと認めます。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画の決定について 利用権設定嬉野町の分 整理番号1番に ついては、原案どおり承認することに決定しました。

議 長 次に、整理番号2番ですが、この案件は、○○委員が借り手人となっていますので、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条「議事参与の制限」の規定により、審議開始から終了まで、○○委員は退室し、審議終了後に、入室・着席ください。(○○委員退室)では、農林課の説明を求めます。

農 林 課 嬉野町の分整理番号2番です。

貸し手人は 今寺の 〇〇〇〇 様、

借り手人は 同じく今寺の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字下宿 一本栗 〇〇〇番 面積は2,267㎡、 利用権は賃借権で、賃借料反当り2,646.7円、全体で6,000円 期間は5年間で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる 各要件を満たしております。以上です。

議 長 それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号2番について、質疑を行ないます。 何か、質問、意見はありませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号2番について、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。 [全員挙手]

議長異議なしと認めます。

長

議

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画の決定について 利用権設定嬉野町の分 整理番号2番に ついては、原案どおり承認することに決定しました。

議長 続いて、(別添の表3枚目)所有権の移転について、整理番号1番 事務局の説明を求めます。

事務局 別添の表3枚目、整理番号1番です。

売り手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様、

買い手人は 上岩屋の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字岩屋川内 陣野 ○○○番 面積は1,093㎡、

所有権移転の種類は、あっせんです。利用目的は、茶です。

対価としましては、反当たり250,000円、全体で273,000円です。 計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる 各要件を満たしております。以上です。

議長

それでは、所有権移転整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。所有権移転整理番号1番について、原 案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画の決定について 所有権の移転 整理番号1番については、 原案どおり承認することに決定しました。

<<<<<<<<<<<<<<<<<

議長 次に、(議案書12ページ) 議案第3号 農地法第3条の規定による申請の 許可についてを、議題とします。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページ、整理番号1番です。

売買による所有権の移転です。

譲渡人は 上岩屋の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 大野原の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 陣野 ○○○番 他1筆

地目は2筆とも畑 面積は合計で6,203㎡です。

譲渡理由は、経営縮小 譲受理由は、経営規模の拡大ということです。

図面は13ページと14ページを御覧ください。以上です。

議長 この件について、池田藤巳委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員 別にありません。

議長 それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号

1番については、原案どおり許可することに決定しました。

<<<<<<<<<<<<<<<<<<

議長 次に、(議案書15ページ) 議案第4号 農地法第4条の規定による申請の 承認についてを、議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページです、整理番号1番です。

申請人は 湯野田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿鴻ノ巣 〇〇〇番〇

地目は畑 面積は929㎡です。

用途目的は、植林

事由は、申請地は現在休耕地であり、高齢化等から耕作が出来ないため転用したいということです。

東は山林 西は畑 南は畑 北は道路、山林です。

農地区分に応じた許可基準は第2種農地(法第4条第2項第1号ロ(2)、 第2号)で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集 団の生産性の低い農地です。

図面は16ページと17ページ、写真は(5)番を御覧ください。以上です。

議長

この件については9月28日に、地区担当委員と事務局で現地調査を行っております。地区担当委員としての補足説明、意見があったら、それと併せて、武藤委員、現地調査の報告をお願いします。

担当委員

周りは山林に囲まれ、一部畑がありますが問題ないと思います。

議長

それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見は ありませんか。

委員

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案 どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手]

議長

はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号 1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

では、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

申請人は 真崎の ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 高城 ○○○番○

地目は田 面積は1,273㎡です。

用途目的は、資材置場

事由は、申請地は、2年前にパイプラインが老朽化により壊れ、水の確保が出来ず、耕作が困難となり、現在休耕地となっている。事業の拡大を計画しているので、搬入・排出も不便で、手狭な資材置き場に活用するため転用したいということです。

東は田(現況・荒地) 西は宅地 南は水路 北は道路です。

農地区分に応じた許可基準は第2種農地(法第4条第2項第1号ロ(2)、 第2号)で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集 団の生産性の低い農地です。

図面は18ページと19ページ、写真は(6)番を御覧ください。

議長

この件について、大島委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員

別にありません。

議長

富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

事務局の説明とおりです。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案 どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号 2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 次に、(議案書20ページ~)議案第5号 農地法第5条の規定による申請 の承認についてを、議題とします。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書20ページ、整理番号1番です。

譲渡人は 大野原の ○○○○ 様 他1名様、

譲受人は 佐賀市の 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字岩屋川内 宇坪 ○○○番○ 他3筆

地目は4筆とも畑 面積は合計で5,155㎡です。

用途目的は、太陽光発電設備設置

事由は、申請地は、現在休耕地であり、高齢化や後継者不足から、今後、農地の状態を維持・管理することが大変困難であるため転用したいということです。

東は畑、西は林、南は畑、北は畑です。

農地区分については、第2種農地(法第4条第2項第1号ロ(2)、第2号) で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産 性の低い農地です。

売買価格は、反当り453,750円、全体で2,339,081円です。

図面は24ページと25ページ、写真は(7)番を御覧ください。以上です。

この件について、山﨑委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありま 議 長 せんか。

担当委員 別にありません。

次に、富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。 議 長

ここは、荒地で当時茶畑でありました。荒廃地解消と言うことで致し方ない 長 班 と思います。

長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。 議

委 員 「「異議なし」と呼ぶものあり〕

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許 議 長 可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手〕

長 異議なしと認めます。 議

> 議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号 1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。 では、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。

貸付人は 大野原の ○○○○ 様 他1名様、

借受人は 佐賀市の 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字岩屋川内 野原 ○○○番○ 他2筆

地目は3筆とも畑 面積は合計で4,873㎡です。

用途目的は、太陽光発電設備設置

事由は、申請地は、現在休耕地であり、後継者不在、高齢化から、今後も農 地としての管理等が困難であるため転用したいということです。

東は畑、 西は林、南は畑、 北は畑です。

農地区分については、第2種農地(法第4条第2項第1号ロ(2)、第2号) で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産 性の低い農地です。

賃借料は、反当り98,502円、全体で480,000円です。

図面は26ページと27ページ、写真は(8)番を御覧ください。以上です。 この件について、山﨑委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありま せんか。

担当委員 別にありません。

議 長 議長次に、富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 1番と同じ所でございます。よろしくお願いします。

議長それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 1番と同じ所ということですが、反当たり価格が違いますがどういうこと ですか。

事務局 1番は売買、今回は賃借料の違いです。

議 長 他にありませんか。

委員「「異議なし」と呼ぶものあり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号 2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

では、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番です。

貸付人は 大野原の ○○○○ 様、

借受人は 温泉2区の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 野原 ○○○番○

地目は畑 面積は822㎡です。

用途目的は、太陽光発電設備設置

事由は、申請地は、現在休耕地であり、後継者不在、労働力不足等により、 今後の農地管理等が困難であるため転用したいということです。

東・西・南・北、四方とも畑です。

農地区分については、第2種農地(法第4条第2項第1号ロ(2)、第2号) で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産 性の低い農地です。

この契約は、使用貸借です。

図面は28ページと29ページ、写真は(9)番を御覧ください。以上です。 この件について、山﨑委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員 別にありません。

議

長

議 長 次に、富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 1,2番と隣接する土地です。よろしくお願いします。

議長それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 賃借料はいくらですか。

事務局 使用貸借で無償です。

議長他にありませんか。

議

委 員 [「異議なし」と呼ぶものあり]

長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手〕

議長異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号

3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。 では、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書21ページを御覧ください。整理番号4番です。

貸付人は 西吉田の ○○○○ 様 他1名様、

借受人は 長崎県佐世保市の

○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字吉田 祇園 ○○○番○ 他1筆

地目は2筆とも田 面積は合計で879㎡です。

用途目的は、コンビニエンスストア用地

事由は、申請地は、現在休耕地であり、耕作の見通しが立たない。土地の有 効活用のため転用したいということです。

東は河川、 西は道路、 南・北も道路です。

農地区分については、第2種農地(法第4条第2項第1号ロ(2)、第2号) で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産 性の低い農地です。

賃借料は、反当り88,629円、全体で77,905円です。

図面は30ページと31ページ、写真は(10)番を御覧ください。以上です。

議 長 この件について、松元委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員 皿屋の派出所の前になり、コンビニエンスストアを計画されています。雑種 地も買うそうです。田とかいてありますが、実際は畑となっております。問題 ないと思います。

議長富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 地元委員さんが説明されたとおり問題ないと思います。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 月額か、年額ですか。

事務局 確認します。

議 長 後で報告をお願いします。

議長他にありませんか。

委員「「異議なし」と呼ぶものあり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手〕

議長異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号 4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。 では、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号5番です。

譲渡人につきましては、23ページの別紙①を御覧ください。

熊本市の ○○○○ 様 他3名様、

譲受人は 袋の 社会福祉法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字五町田 高城 ○○○○番○ 他3筆

地目は4筆とも田 面積は合計で4,019 m²

用途目的は、スポーツクラブ

事由は、申請地は、現在休耕地であります。申請人(〇〇〇〇)は、障害者施設、高齢者施設を複数経営しており、入所・通園する障害者の雇用機会の創出と地域貢献を目的として、デイサービスを付設するスポーツクラブを建設するため転用したいということです。

東は宅地、西は畑、南は水路、北は道路です。

農地区分については、第2種農地(法第4条第2項第1号ロ(2)、第2号) で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産 性の低い農地です。

売買価格は、反当り10,072,157円、全体で40,480,000円です。 図面は32ページと33ページ、写真は(11)番を御覧ください。以上です。

議長この件について、池田博幸委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員 国道498号沿いでひぜん斎場近くとなります。隣接地に用水路、排水路、 里道がありますが、関係地区と協議がなされており問題ないと思います。

議 長 富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 地区担当が話されたとおり問題ないとおもいます。○○○○は、100 人程度、障害者雇用、訓練されている法人でございますが、スポーツ施設は 一般の人が利用できる施設ということでした。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 [「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許

可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員举手]

議長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号 5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。 では、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6番です。

譲渡人は 温泉1区の ○○○○ 様、

譲受人は 三坂の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字下野 三坂 〇〇〇番 地目は畑 面積は455㎡ 用途目的は、住宅敷地

事由は、申請地に専用住宅を建築するため、住宅敷地として転用したいということです。

東は道路・宅地、西は道路、南は畑、北は道路です。

農地区分については、第2種農地(法第4条第2項第1号ロ(2)、第2号) で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産 性の低い農地です。

売買価格は、反当り9,072,527円、全体で4,128,000円です。 図面は34ページと35ページ、写真は(12)番を御覧ください。以上です。

議長

この件について、松尾委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員

別にありません。

議長

次に、富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

住宅地であり、下水道はないが合併浄化槽を設置するそうです。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号 6番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。 では、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号7番です。

譲渡人は 温泉4区の ○○○○ 様、

譲受人は 井手川内の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 第七区画整理 〇〇〇番〇 他1筆 地目は畑 面積は635㎡ 用途目的は、宅地分譲

事由は、申請地は、用途地域内にある農地で、現在は休耕地です。宅地分譲を行いたく転用したいということです。

東は道路、 西は畑、 南は宅地、 北は道路です。

農地区分については、第3種農地(法第4条第2項第1号ロ(1)で、 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。

売買価格は、反当り21,259,842円、全体で13,500,000円です。 図面は36ページと37ページ、写真は(13)番を御覧ください。以上です。

議長

この件については9月25日に、地区担当委員と事務局で現地調査を行って おります。地区担当委員としての補足説明、意見があったら、それと併せて、 川内委員、現地調査の報告をお願いします。

担当委員

第7区画整理地区であり、境界杭もあり、問題ないと思います。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

「「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手]

議長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号 7番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定いたしま した。

では、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号8番です。

譲渡人は 井手川内の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 温泉4区の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 第八区画整理 ○○○番○

地目は畑 面積は253㎡ 用途目的は、宅地分譲

事由は、申請地は、用途地域内にある農地で、現在は休耕地です。病院・スーパー等も近くにあり、住環境に恵まれているので、宅地分譲として転用したいということです。

東は畑、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

農地区分については、第3種農地(法第4条第2項第1号ロ(1))で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。

売買価格は、反当り23,292,490円、全体で5,893,000円です。 図面は38ページと39ページ、写真は(14)番を御覧ください。以上です。 議長

この件については、9月の25日に、地区担当委員と事務局で現地調査を行っております。地区担当委員としての補足説明、意見があったら、それと併せて、富永委員、現地調査の報告をお願いします。

担当委員

特に問題ないと思います。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号

8番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。 では、整理番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号9番です。

譲渡人は 井手川内の ○○○○ 様、

譲受人は 長崎県大村市の ○○○○ 様 他1名様です。

所在地は、大字下野 第八区画整理 ○○○番○

地目は畑 面積は246㎡ 用途目的は、宅地

事由は、申請地は、用途地域内にある農地で、現在は休耕地です。病院・スーパー等も近い住環境にも恵まれ、勤務先も近いので一般住宅を建築したく転用したいということです。

東は道路、 西は畑、 南は道路、 北は宅地です。

農地区分については、第3種農地(法第4条第2項第1号ロ(1))で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。

売買価格は、反当り 24, 199, 186 円、全体で 5, 953, 000 円です。図面は 40 ページと 41 ページ、写真は (15) 番を御覧ください。以上です。

議長

この件について、地区担当委員としての補足説明、意見があったら、それと 併せて、富永委員、現地調査の報告をお願いします。

担当委員

8番と隣り合わせで、ここも区画整理地区で有り問題ないと思います。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

「「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号9番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手]

議長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号 9番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。 では、整理番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号10番です。

譲渡人は 温泉1区の ○○○○ 様、

譲受人は 武雄市の ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 第八区画整理 ○○○番○

地目は畑 面積は162㎡ 用途目的は、建売住宅の建築

事由は、申請地は、用途地域内にある農地で、現在は休耕地です。病院・スーパー等も近くにあり住環境にも恵まれているので、建売住宅販売するため転用したいということです。

東は宅地、 西は道路、 南は道路、 北は宅地です。

農地区分については、第3種農地(法第4条第2項第1号ロ(1))で、 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。

売買価格は、反当り28,734,567円、全体で4,655,000円です。 図面は42ページと43ページ、写真は(16)番を御覧ください。以上です。

議長

この件についても、地区担当委員としての補足説明、意見があったら、それ と併せて、富永委員、現地調査の報告をお願いします。

担当委員

(補足説明・現地調査の報告等)

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号10番について、原案どおり 許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号 10番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。 では、整理番号11番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号11番です。

譲渡人は 武雄市の ○○○○ 様 他1名様、

譲受人は 福岡県北九州市の

○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 小池田 〇〇〇番〇 他1筆

地目は畑 面積は合計で3,908㎡

用途目的は、太陽光発電設備

事由は、申請地は、現在休耕地であり、耕作の見通しが立たない。北西向きの斜面で周辺農地とは高低差があり、反射光等の影響は少ない。太陽光パネル

を設置するため転用したいということです。

東は畑、 西は田(現況山林)、 南は道路、 北は宅地、畑です。

農地区分については、第3種農地(法第4条第2項第1号ロ(1))で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。

売買価格は、反当り511,770円、全体で2,000,000円です。

図面は44ページと45ページ、写真は(17)番を御覧ください。以上です。

議長

この件についても、地区担当委員としての補足説明、意見があったら、それ と併せて、富永委員、現地調査の報告をお願いします。

担当委員

手前に茶畑がありますが、奥は荒地となっており、荒廃を防ぐという観念から致し方ないと思います。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

「「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号11番について、原案どおり 許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号

11番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。 以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。 お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で 協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

委員別にありません。

議長

新制度移行検討部会を去る9月20日に開催し、農地利用最適化推進委員の地区割りと農業委員の担当地区、及び農地利用最適化推進委員の報酬額について、協議し、案を取りまとめました。検討部会として、これを提案しますので、議題として審議いただき、決議したいと思いますが、よろしいですか。

委 員

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長

では、内容の説明については、事務局からしてもらいます。

事務局

資料により説明いたします。現在23地区に農業委員さんがいらっしゃいますが、20地区に区割りした素案をたたき台として協議して頂きました。検討部会でコミュニテイ枠など考慮し、意見を踏まえながらでの地区割り、線引きとなっております。農業委員、推進委員2人、3人のチームとして考えております。報酬についてもご協議、よろしくお願いします。

議長

検討部会の委員から、補足説明等は、ありませんか。

検討委員

(補足説明等)

議長他になければ、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員 区割り面積に違いが大きくあるが・・・また、耕作面積は正確な数字なのか

事務局 再度検討し、決定の方は次回に資料作成したい。

議 長 再度、検討としますが、報酬についてはよろしいですか。

委員 [(異議なし)「なし」と呼ぶものあり]

議 長 事務局は、早急に説明資料を取りまとめて、市長との協議、議長への説明の 日程調整を行うように。それでは、会議を閉じます。

平成29年 第28回嬉野市農業委員会総会を閉会します。

(午後 3 時 45 分 閉

会)